

介護保険適用除外等該当・非該当届

【手続概要】

40 歳以上 65 歳未満の被保険者または被扶養者が、介護保険第2号被保険者に該当するに至ったときまたは該当しなくなったとき、被保険者は事業主を経由して届出をしなければなりません。

ただし、被保険者または被扶養者が、40 歳に達したときまたは 65 歳に達したときは除きます。

【留意事項】

○被保険者または被扶養者ごとに1枚ずつ届書を作成してください。

例えば、事業主からの転勤命令により、被保険者が外国に居住することになり、被扶養者も共に外国に居住することになった場合は、2枚の届書を提出していただくこととなります。

【添付書類】

1. 適用除外等の事由が国外居住者である場合

住民票の除票(コピー不可・個人番号の記載がないもの)※

※ 日本年金機構においては、政令で定める日までの間、個人番号の利用や受け取りができないため、届書等に添付する住民票(記載事項証明書を含む)については個人番号の記載のないものの提出をお願いします。

2. 適用除外等の事由が身体障害者療養施設入居者である場合

施設等に入所・入院していることを証明する書類

3. 適用除外の事由が在留資格3か月以下の外国人である場合

在留期間を証明する書類(※)および雇用契約期間を証明できる「雇用契約書」など

※旅券(パスポート)の裏面に押される「上陸許可認印(写)」、「資格外活動許可書(写)」など

【提出先】

郵送で事務センター(事業所の所在地を管轄する年金事務所)

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参

【提出期限】

遅滞なく